

令和3年3月26日

指定障がい福祉サービス事業者等代表者様

大阪市福祉局障がい者施策部
運営指導課長

令和3年度福祉・介護職員処遇改善加算等の届出について（通知）

平素より本市障がい福祉行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、標記加算につきましては、算定を受ける年度ごとに届出をしていただく必要があります。令和3年4月から算定を希望する場合には、「令和3年度福祉・介護職員処遇改善加算等届出書等」の届出が必要となります。つきましては、次により加算の届出を行っていただくようお知らせします。

なお、算定される事業者においては、「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を熟読したうえで、届出を行ってください。

記

1. 届出方法

送付による届出

※「令和2年度と同じ加算区分での届出」、「令和2年度と違う加算区分での届出」、「令和3年度から新たに届出」のいずれの場合も、送付による受付とします。

2. 届出期限

令和3年4月15日(木)【当日消印有効】

※令和2年度に加算の算定を行っていても、上記期限までに届出がない場合は令和3年4月以降の算定はできません。

3. 届出書類

(1) 全事業者共通

①加算届連絡票（令和3年度福祉・介護職員処遇改善加算等用）

②障害福祉サービス等処遇改善計画書

（別紙様式2-1、2-2、2-3（特定処遇改善加算を算定する場合））

③返信用封筒（返信に必要な金額の切手を貼付したもの）及び控用の（別紙様式2-1）1枚目の写し（収受印の返送を希望される場合、同封してください。）

(2) その他（該当する場合のみ）

①職員の分類の変更特例に係る報告

②特別な事情に係る届出書

③変更届（様式第3号）

④介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書

⑤介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（福祉・介護職員処遇改善加算用）

※③から⑤の書類については、「令和2年度と違う加算区分での届出」、「令和3年度から新たに届出」

の場合のみ、提出が必要です。各書類については、別紙「(参考)福祉・介護職員処遇改善加算等届出書類一覧」を参照してください。

4. 送付先

〒541-0055

大阪市中央区船場中央三丁目1番7-331号 船場センタービル7号館3階

大阪市福祉局障がい者施策部運営指導課（指定担当）

5. その他

(1) 各種様式については、本市ホームページからダウンロードできます。

くらし ⇒健康・医療・福祉⇒障がいのある方へ⇒障害者総合支援法とは⇒障害者総合支援法⇒
障がい福祉サービス及び障がい児支援の事業者指定について
事業者の皆様へのお知らせ

<http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000157158.html>

(2) 報酬改定等にかかる質問について、電話、FAX 又はメールでもご質問を受け付けています。FAX 若しくは電話にて順次折り返しでの回答をさせていただきますので、FAX 又はメールでお問い合わせの場合は、回答先の電話番号・FAX 番号及びご担当者を漏れなくご記入ください。年度末、年度当初については、お電話が混み合うため、つながりにくい場合があります。あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

(3) 地方公共団体が実施する行政手続に係る押印の見直しについて、国民の負担を軽減し、国民の利便性を図ることを目的として、令和2年12月18日付け、内閣府から「地方公共団体における押印見直しマニュアル」が示されました。

つきましては、令和3年4月から指定申請等にかかる各種提出書類の押印手続きを見直すこととしますので、お知らせします。令和3年4月1日以降に届出いただく書類への押印が不要になるため、一部書類から押印の記載を除いています。

【お問い合わせ先】

障がい者施策部運営指導課 指定担当

電 話：06-6241-6520 音声ガイダンス①

ファックス：06-6241-6608

メール：uneishidou2@city.osaka.lg.jp